

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第12号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

317 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	桶川市大字川田谷字諏訪南5359番2地先から 久喜市菖蒲町上大崎字中手城1696番2地先まで
---------------------------	---

別記様式第1の8中「駐停車禁止及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年10月31日から施行する。